

司法政策研究科平成 24 年度 F D 報告書

1. はじめに

鹿児島大学大学院司法政策研究科（法科大学院）の平成 24 年における F D 活動を報告する。

【報告内容】

- F D 活動の実施体制
- F D 委員会／F D 懇談会の活動
- 「最低限修得すべき内容」「法曹に必要なマインドとスキル」の策定
- 授業アンケート
- 授業公開／授業参観
- 授業の自己点検
- 講義映像配信システム
- 実務家による外部評価の実施
- 資料 規則, 申合せ

大学院司法政策研究科（以下、当研究科とする）は、修了者に司法試験の受験資格である「法務博士（専門職）」の学位を与える専門職大学院（法科大学院）である。従来型の研究者の養成を中心とし学究を旨とする研究科とは異なり、高度専門職業人を養成するための場であること、法曹になるための特定の国家試験の受験資格を得られることなどから、そこで行われる教育活動は、他の研究科とは趣を異にしていると同時に、そこでの F D 活動のあり方も、法科大学院に特有の特色を帯びることとなる。

まず、法科大学院における教育の質は、我が国の法曹の水準に直結することになる。そのため、そこでの授業が何を目指し、どのように目標に到達させるのかは、単に学内や研究科内における議論、あるいは各授業担当教員の見識に委ねておけばよいのではなく、①進路である法曹界や将来における潜在的顧客である国民からの客観的な評価を基準にしなければならないこと、また、その結果として、②各法科大学院で個別にバラバラの取り組みをするのではなく、各法科大学院の交流・連携によって、大学の枠組みを超えたスタンダードが必要とされることが重要である（現在、全法科大学院の共通的な到達目標モデル、ミニマム・スタンダードも示され（<http://www.lawschool-jp.info/info/info20101018.html>）、各法科大学院によるさらなる創意工夫が要請されている）。

こうした観点を踏まえ、当研究科では、法科大学院に相応しい F D 活動のあり方を模索・実践してきた。

2. F D 活動の実施体制

当研究科における F D を企画・実施する組織として、鹿児島大学大学院司法政策研究科運営規則に基づき、教育活動点検評価委員会（以下、「F D 委員会」という）が設置されている。F D 委員会は、鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則に基づき、副研究科長を委員長とし、実務家教員から選出された教員、公法系、民事系および刑事系教員から選

任された教員，教務委員会から選出された教員によって構成される。これは，法科大学院のすべての教育活動を実質的に点検することを可能とするための配慮である。なお，副研究科長に代えて研究科長が委員長を兼ねる場合は，委員長代理を置くことができる。本年度のFD委員会は，以下のとおりである。

委員長： 米田憲市研究科長・教授（研究者教員）
委員： 中島宏・教授（研究者教員）（委員長代理）
委員： 前田稔・教授（実務家教員）
委員： 小栗實・教授（研究者教員）
委員： 紺屋博昭・教授（研究者教員）

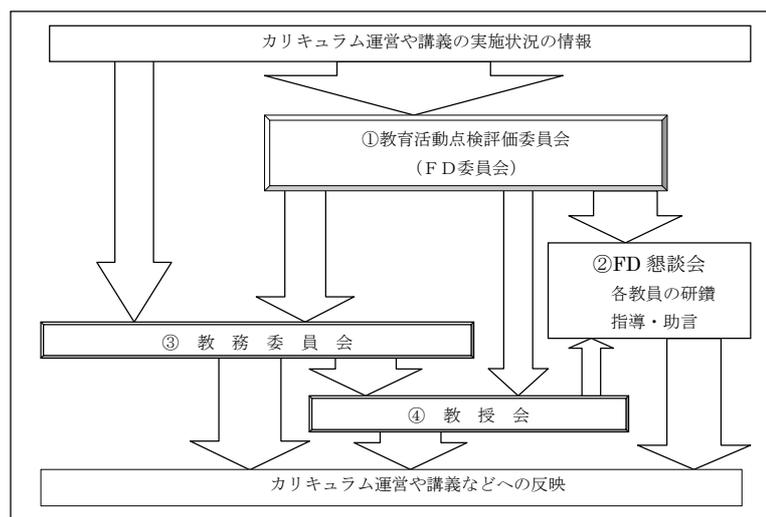
FD委員会の役割は，本研究科の教育内容の点検・評価・改善に関すること全般を統括している。具体的な活動は，「教育活動点検評価活動の実施に関する申し合わせ」に基づいて，各年度のFD委員会が定める活動計画によって決定される。原則として毎月第4水曜日にFD委員会が開催され，実施計画を具体的に推進するために必要な事項を検討している（特に必要がある場合には臨時委員会が開催される）。

そして，各回の委員会で検討された内容を踏まえ，毎月，第2水曜日の教授会開催後に，FD懇談会を開催している。専任教員は，みなし専任も含めて，FD懇談会をはじめとするすべての活動への参加が義務づけられており，研究者教員と実務家教員の双方とも常時参加する形で行われている。当研究科におけるFD活動は，FD委員会が学期の冒頭に策定する実施計画に基づいて行われる。なお，FD委員会の議事録およびFD懇談会の配付資料・議事は，いずれもネットワーク上で共有され，すべての専任教員が随時参照することができる。

また，授業評価アンケート，授業のビデオ録画，教員相互の授業参観については，専任教員の担当科目のみならず，非常勤教員の担当科目も含めた全科目を対象としている。

さらに，系ごとのFD活動としては，各系の教員が共同で担当する「公法総合問題演習」「民事法総合問題演習」「刑事法総合問題演習」の運営のためのミーティングがある。法科大学院における法律基本科目の締めくくりとして3年次に開講される総合問題演習の授業運営は，2年次以前に開講する各系の科目すべての学修内容・学修方法を前提とする必要がある。そのため，当研究科では，各総合問題演習の担当者ミーティングを各系のFD活動として常時行っている。このミーティングにおいて各系の担当者の間で行われた意見交換の内容は，随時，FD懇談会において全教員に共有される。

このように，当研究科内の組織内でのFD活動は，組織全体で授業改善に取り組むために，各組織が有機的に連関するよう工夫されている（下図参照）。



3. FD委員会／FD懇談会の活動

(1) FD委員会・懇談会の開催

当研究科では、原則としてFD委員会を毎月第1火曜日 16時30分時から、またFD懇談会を毎月第2水曜日の教授会終了後に実施している。本年度の活動内容は、以下のとおりである。

- 4月10日(水) 第1回FD委員会 年間計画の作成，啓発スローガンの作成，成績評価総括報告書の承認
- 4月11日(水) FD懇談会 平成24年度前期FD活動実施計画，FD活動スローガンの策定，「共通的到達目標」の位置づけの検討
- 4月25日(水) 第2回FD委員会 前期中間授業評価アンケート実施計画，成績評価基準の共通化の検討
- 5月16日(水) FD懇談会 授業評価アンケートに対する所感と対応の記載方法について，成績評価方法の統一的記載方法について
- 5月下旬 前期中間授業評価アンケート実施
- 5月30日(水) 第3回FD委員会 成績評価基準の共通化，授業評価アンケート集計結果，「最低限修得すべき内容」の検討
- 6月上旬 各講義のビデオ収録
- 6月13日(水) FD懇談会 前期中間授業評価アンケート結果，成績評価方法の統一的記載方法
- 7月11日(水) FD懇談会 成績評価方法の統一的記載方法，九州大学授業参観報告，前期中間授業評価アンケート「所感と対応」の検討
- 7月下旬 前期最終授業評価アンケート実施
- 9月5日(水) 第4回FD委員会 成績評価総括報告書の承認，前期最終授業評価アンケート結果，期末試験アンケートの実施方法，成績評価方法の統一的記載方法の検討，後期FD活動実施計画の策定
- 9月12日(水) FD懇談会 平成24年度後期FD活動実施計画，前期最終授業評価アンケート

- ート結果，九州大学授業参観報告
- 9月26日(水) 第5回FD委員会「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討，シラバス記載方法の見直し，期末試験アンケートの実施
- 10月5日(金) 臨時FD委員会 「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討
- 10月10日(水) FD懇談会 「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討，司法研修所における意見交換会報告
- 10月31日(水) 第6回FD委員会 前期期末試験・成績評価総括報告書アンケート結果，「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院において最低限修得すべき内容」の検討，成績評価総括報告書の開示方法，後期中間授業評価アンケート，講義録画について
- 11月上旬 後期中間授業評価アンケート実施
- 11月中旬 各講義のビデオ収録
- 11月14日(水) 教授会において，「法曹に必要とされるマインドとスキル」「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の承認
- 11月14日(水) FD懇談会 前期期末試験・成績評価総括報告書アンケート結果，「法科大学院において最低限修得すべき内容」を意識してシラバスの記載方法
- 12月5日(水) 第7回FD委員会 前期中間授業評価アンケートの集計，アンケート「所感と対応」の作成，講義録画ビデオの活用方法，前期授業評価を踏まえた特定科目の検証結果，弁護士による外部評価の実施計画
- 12月12日(水) FD懇談会 九州大学授業参観報告，後期中間授業評価アンケート結果，同「所感と対応」の検討
- 1月8日(火) 第8回FD委員会 後期最終授業評価アンケートの実施方法，授業改善報告会の企画，チューター・起案指導担当弁護士へのアンケート実施計画
- 1月16日(水) FD懇談会 授業改善報告会（報告担当：土居教授・志田教授），弁護士による外部評価の実施計画
- 1月下旬 後期最終授業評価アンケート実施
- 2月6日(水) 第9回FD委員会 後期最終授業評価アンケート結果，小規模科目の授業評価アンケート実施方法，授業参観結果のとりまとめ，チューター・起案指導弁護士へのアンケート実施方法，弁護士による外部評価の実施計画
- 2月13日(水) FD懇談会 後期最終授業評価アンケート結果，後期期末試験・成績評価総括報告書アンケートの実施方法，チューター・起案指導弁護士へのアンケート実施方法，弁護士による外部評価の実施計画
- 2月下旬 チューター・起案指導弁護士へのアンケート実施
- 3月5日(火) 第10回FD委員会 自己点検・評価報告書の承認
- 3月11日(月) 第11回FD委員会 成績評価総括報告書の承認，自己点検・評価報告書の承認
- 3月13日(水) FD懇談会 後期最終授業評価アンケート所感と対応，チューター・起案指導弁護士へのアンケート結果総括，弁護士による外部評価実施要領の検討
- 3月中旬以降 弁護士による外部評価を開始（平成25年度4月まで）

また、委員会については、毎回、以下のような議事要旨を作成しており、委員以外の教員もシラバス・システムを通じて随時閲覧可能にしている。

参考：平成24年度司法政策研究科第3回FD委員会議事要旨

平成24年度 司法政策研究科第3回FD委員会議事要旨

日 時 平成24年5月30日（水）14:00～15:00

場 所 法文学部1号館1階小会議室

出席者 中島，米田，小栗

欠席者 紺屋，前田

（陪席者）法文学部事務長・湊，事務長代理・森下，専門職大学院係長・宮崎，係員・大塚，法科大学院事務補佐・久木野

議 題

1. 成績評価基準の共通化について(継続審議)

委員長から、成績評価基準の共通化について諮られ、資料1に基づき説明があり、審議の後、6月のFD懇談会の議題とする旨が了承された。

2. 授業評価アンケートの集計等について

委員長から、授業評価アンケートの集計等について諮られ、5月23日から5月30日実施の集計結果を6月5日頃に配信するとの説明があり、審議の後、了承された。

3. 授業ビデオ収録について

委員長から、授業ビデオ収録について諮られ、資料2に基づき授業収録スケジュールについて説明があり、審議の後、徳島大学檜田准教授が既に収録した授業収録データについて提供していただき、それを視聴すること、提供依頼に係ることは、研究科長に一任する旨が了承された。

4. 認証評価の作業分担(案)について

委員長から、認証評価の作業分担(案)について諮られ、資料3に基づき説明があり、審議の後、一部文言修正の上、6月教授会に上程する旨が承認された。

5. 弁護士会等による外部評価について

委員長から、弁護士会等による外部評価について諮られ、資料4に基づき説明があり、審議の後、了承された。次いで、交通費及び謝金の予算については、平成24年度FD活動計画書・経費要求書に計上しているが、採択結果によっては、研究科からの支出になる旨の説明があった。

6. 「最低限学修すべき内容」等の作成スケジュールについて

委員長から、「最低限学修すべき内容」等の作成スケジュールについて諮られ、WG（作業部会）の立ち上げについては6月のFD懇談会、モデルプラン作成については7月のFD懇談会に案の提出する予定である旨の説明があり、審議の後、了承された。併せて、教務的事項であることから、案が出来たら、FD委員会発案として教務委員会へ諮る旨を了承した。

7. 授業参観について

委員長から、授業参観について諮られ、授業参観報告書の提出について未提出教員へのアナウンスをFD懇談会で行う旨が説明され、審議の後、了承された。

(2) 本年度のFD活動についての学生へのメッセージ

FD活動による授業改善においては、その方向性を論じるうえで学生の視点が不可欠であることは言うまでもないが、さらに、改善に向けた取組みを実現するうえでも、学生側の理解が不可欠である。これは、法科大学院における教育が双方向性・多方向性の確保によって成立していることから明らかである。

そこで、当研究科では、教員はもとより、学生、さらには実施において協力を得る事務職員にもFD活動に対する理解を求めるために、昨年度から、FD活動のスローガンとロゴマークを策定し、これを学内随所に掲示するなどして啓発を行っている。本年度のスローガンは、「法科大学院において最低限修得すべき内容」を画定させる年度であったことから、これを指針とした授業内容の改善に取り組むと同時に、シラバスを通じてその内容を学生に浸透させることが重要課題のひとつであった。そのため、スローガンも「授業と学修の協働改善・シラバスの充実と活用で到達目標を共有しよう」と定めた。



4. 授業アンケート

(1) 実施体制

各学期、すべての開講科目を対象として、授業評価アンケートを実施している。アンケートの企画・実施の主体はFD委員会である。ただし、匿名性を確保するため、調査用紙の配布・回収・データ化などの作業はすべて事務職員が担当している。

(2) 講義最終回に実施するアンケート

アンケートの具体的な実施方法は、以下のとおりである。まず、すべての開講科目について、①授業の最終回にアンケートを実施している。方法は、科目名が記載された質問紙を各授業の最後に配布し、その場で記入した学生からは、教員の退席後に事務職員によって回収する。時間の都合でその場で記入が難しい場合には、各学生がそれぞれ記入後に、院生自習室に設置した提出箱に投函する。

調査用紙は無記名である。昨年度までは、アンケート結果の分析に用いるためのフェイス項目として、入学年度や取得済み単位数を記載する欄が設けられていたが（ただし、あくまでも自由記載としていた）、受講者が少ない小規模のクラスにおいては、これらの項目の記載を通じて記入者が特定される可能性があったため、本年度後期からはこれを廃止した。

調査用紙は、各科目の特性に応じた調査を行うために、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目で用いる書式と、その他の科目で用いる書式の2種類があり、質問項目を異にしている。

まず、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目における質問項目は、(a) 授業の雰囲気作りに関する質問、(b) 授業において涵養される能力に関する質問、(c) 学生への配慮に関する質問、(d) 学生自身の受講成果や達成度の実感に関する質問、(e) 学生の取り組み状況に関する質問、(f) 授業方法に関する質問、(g) 各教員が独自に設定する質問、(h) 自由記載欄で構成されている。

このうち、特に(b)については、日弁連法務研究財団および本学の「法曹に必要なマインドとスキル」で述べられている各スキルに対応させる形で質問の内容を設定している。すなわち、「基本的な法的知識の習得への配慮」「法的思考能力の涵養への配慮」「事実を把握・分析する能力の涵養への配慮」「法的議論をする能力の涵養への配慮」「判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養への配慮」「法的文章作成能力の涵養への配慮」についての評価を求めることによって、それぞれの授業が、当研究科が養成しようとする法曹に必要な能力を、どの部分においてどの程度まで伸ばすものとなっているかを明らかにしている。

参考：上記(a)(b)に関係する質問項目

- 【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業
- 【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起
- 【3】基本的な法的知識の習得
- 【4】法的思考能力の涵養
- 【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養
- 【6】法的議論をする能力の涵養
- 【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養
- 【8】法的文章作成能力の涵養

さらに、今年度からは、「共通的な到達目標モデル」を「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」の一部と位置づけた。このことを先取りして、前期の授業評価アンケートから、各授業の内容が「共通的な到達目標モデル」に沿ったものであるかどうかを質問項目に加えた。なお、これらの項目は、5点満点で評価するが、中間値にあたる「3」を選択肢から外している。これは、経験的に「3」を選択可能とすると、学生が無難な評価を選択しがちであり、授業の優劣を把握しにくくなるためである。

また、(g)は、各科目における特殊な事情や、個々の教員が特に工夫した事項についても学生の評価に耳を傾けることができるように、共通の調査用紙の中に2つだけ、各科目について教員が自由に設定する質問項目を置いたものである。各教員がそれぞれ自身にとって有益なデータを集めるための工夫である。

なお、上記以外の科目における質問項目は、授業時間の遵守、声の聞き取りやすさ、話すスピード、シラバスとの整合性など、授業運営上の技術や配慮について、具体的できめ細かな質

問項目と自由記載欄を置いている。

回収率は、前期が83.8%、後期が87.8%であり、ほぼすべての学生の協力を得られている。

(3) 中間アンケート(法律基本科目等)

さらに、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目については、②授業終了時のアンケートに加えて、授業のおよそ半分を経過した時期(前期は5月、後期は11月)にも中間アンケートを実施した。これは、講義終了時だけでなく、進行中の授業に対する学生の評価を把握し、開講中の講義の改善に当該学生の評価を活かすためである。中間アンケートの実施方法は、授業終了時の最終アンケートと同様である。調査用紙については、最終アンケートの質問項目のうち、上記(a)～(c)について評価するものとなっている。

回収率は、前期が86.4%、後期が86.3%であり、ほぼすべての学生の協力が得られている。

(参考)平成24年度授業アンケート〔後期・最終〕〔法律基本科目・司法試験選択科目用〕

アンケートの目的:このアンケートは、授業改善を目的として、教員の授業技法の効果や、みなさんの学修状況を把握するためなどに、実施されるものです。ご協力をお願いします。

アンケートの扱い:アンケートは回収後、次のように扱われます。

- (1)回収したアンケート原本は、事傍担当者が集計を行うためのみに利用し、担当教員には開示しません。
- (2)事務担当者は、すみやかに担当教員に集計結果と自由記載欄の記載一覧を提供し授業改善に役立てるとともに、さらにそれを月1回開催している直近のFD活動で全教員に配布し、授業方法・技術の検討の参考にします。
- (3)以前に同一教員が当該科目の担当をしている場合、履修登録までに、シラバスシステムに前回のアンケート結果として開示します。

科目名	
担当教員	

Ⅳ 教員の取り組み

〔学生の主体性の確保〕

【1】この科目では、授業中に学生が受け身の姿勢でいないようにしたり、緊張感のある授業になるような工夫が、授業内外でなされていましたか。

そう思う ←5 4 2 1→ そう思わない

【2】この科目では、学修意欲や学修上の興味が喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫がなされていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

〔総合的な能力の涵養〕

【3】この科目では、学生が基本的な法的知識を習得するための工夫がなされていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【4】この科目では、学生が法的思考力を涵養するための工夫がなされていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【5】この科目では、学生の実事把握したり分析する能力を涵養するための工夫がなされていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1→ そう思わない

【6】この科目では、学生が法的議論をする能力を酒養するための工夫がなされていきましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【7】この科目では、判例がない事案や判例と異なる主張が必要な場合などに対応するための、創造的
思考力を涵養するための工夫がなされていきましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

[法律文書作成能力の涵養]

【8】この科目では、法的文章作成能力を涵養するための工夫がなされていきましたか。

[その他]

【9】(※法律基本科目のみ回答) この科目の内容は、本学が「法科大学院において最低限修得すべき
内容」の一部としている「共通到達目標」に掲げられている内容と整合していましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【10】この科目は、シラバスの講義計画のもとに、学生の理解度を確認しながら進められていましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【11】質問等について、適切な対応はありましたか。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

㊦ 学生の成果

[総合的な能力の向上]

【12】あなたは、この科目によって、基本的な法的知識の習得度が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【13】あなたは、この科目によって、法的思考能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【14】あなたは、この科目によって、問題となっている事実の把握や分析する能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【15】あなたは、この科目によって、法的議論をする能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【16】あなたは、この科目によって、判例がない事案や判例と異なる主張が必要な場合などに対応する
ための、創造的思考力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

[法律文書作成能力の涵養]

【17】あなたは、この科目によって、法的文章作成能力が向上しましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

[学習の取り組み状況]

【18】この科目の授業時間に、主体的かつ緊張感のある取り組みをしましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【19】この科目では、学修意欲や学修上の興味が喚起されたり、法曹を目指すモチベーションが高まる
ことがありましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【20】この科目は、日常の学修のなかで、最も時間と労力をかけた科目でしたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【21】シラバスに掲出された課題等に対して、積極的に取り組みましたか。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【22】この科目のための予習には、毎回どれくらいかけましたか。

1. 1時間未満 2. 1時間以上 2時間未満 3. 2時間以上 3時間未満 4. 3時間以上

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【23】この科目のための復習には、毎回どれくらいかけましたか。

1.1時間未満 2.1時間以上 2時間未満 3.2時間以上 3時間未満 4.3時間以上

【24】中間授業評価アンケートについての「所感と対応」を読みましたか。

はい← 4 2 → いいえ

【25】（【24】の質問で「4」と答えた方にお聞きします。）授業評価アンケートについての「所感と対応」を受けて、学修の取り組みを改善しましたか。

はい← 4 2 → いいえ

【26】下記の項目の中で、授業について、【受講生全体の観点あるいは客観的視点から、授業の目的を達成するために見直して欲しい項目】があれば、丸で囲んで下さい。

特に指摘することがなければ、次の質問に進んで下さい。

時間通りの授業進行 【遅れてくる/延長が多い】

話すスピード 【早すぎ/遅すぎ】

講義の進度 【早すぎ/遅すぎ】

講義の水準 【易しすぎ/難しすぎ】

【27】教員が設定した質問、その1に対して。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

【28】教員が設定した質問、その2に対して。

そう思う ← 5 4 2 1 → そう思わない

③ 要望・意見

【29】これまでの質問内容を含め、この講義につき、授業の充実に向けての要望等を、ボックス内に記載してください。また、【1】～【10】で「1」をつけた人は、その理由をより具体的に記載して下さい。書ききれない場合、余白や裏面も利用してください。

御協力、ありがとうございました。

(4) 「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」に対するアンケート

前述のとおり、授業評価アンケートは、各科目の授業の最終回に実施するため、期末試験の出題や成績評価の客観性・妥当性に対する学生の評価を含めることができない。そこで、当研究科では、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目について、期末試験が終了したのち、各科目の成績評価総括報告書が公開された時点で、学生に対するアンケートを実施して、①期末試験の出題が「基本的な法的知識や体系的理解」「法的思考能力」「事案の事実を把握し分析する能力」をそれぞれの程度問うものであったか、②成績評価総括報告書に記載された「出題の趣旨／採点のポイント」が自身の答案を見直して復習するのに資するものであるかどうかを評価している。

昨年度までは、すべての科目について調査用紙を作成し、各学生に履修した全科目について回答を求めているが、回答する側の負担があまりにも大きいとの指摘があった。そこで、本年度からは、調査用紙を1枚にまとめ、講義科目、問題演習科目、総合問題演習科目のそれぞれについて、全科目を通じての評価を行ったうえで、個別の科目における問題点や優れた点を自

由記載欄に記入する方式に改めた。このことによって、回収率は、昨年度の前期15.2%、後期8.4%から、今年度は前期53.8%、後期32.0%に向上し、飛躍的に改善された。もっとも、なお改善の余地はあろう。

参考：試験答案の複本返却時に公表される出題趣旨の例

出題趣旨と解答のポイント(憲法A)

設問1

■ 出題趣旨

この問題は、授業でも取り上げ、集会の自由(憲法21条)に関連して憲法事件として当然に知っておくべき「泉佐野市市民会館事件」をほぼそのまま素材(団体名等を仮名とした)として、「集会の自由」とその規制の憲法適合性を問うものである。

したがって、「泉佐野市市民会館事件」最高裁判決の内容がある程度理解されていれば、その判断枠組みの設定は、難しくないはずである。

ところが、答案を読んで、解答した受講生のほとんどがこの最高裁判決の全文を読んでいないのではないかと感じた(読んだ受講生がいたら、それが答案に反映されていないことを意味する)。

答案のほとんどは、「規制目的」と「規制手段」についての審査(目的・手段審査)を採用して、論じていたが、この事案では、地方自治法244条「公の施設」で「正当な理由がない限り」利用を拒んではならないと規定されており、集会の自由にまえて配慮している。したがってK市市民会館条例も原則として利用を許可すべきとし、例外的な場合に限り、不許可とすることができるとしている。

当該事件の不許可処分は条例7条1号、3号を根拠にしているのだから、この条例7条1号、3号の当該集会への適用(不許可処分)が、憲法21条で保障された集会の自由に照らして、許されるか、否かを論じるのが一番説得的な議論となる。

原告からすれば、「公の秩序をみだすおそれがある場合」「会館の管理上支障があると認められる場合」の文言の解釈について、もっとも厳格な基準を採用して、違憲であることを主張することになる。このような事例の場合、当然規制によって得られる利益と失われる利益が生じることになるが、その審査基準としては、原告側は「明白且つ現在の危険」が生じるおそれがあるがどうかを審査する方法が一番説得的である。

被告(市側)からすれば、会館使用に広い裁量権があるとの主張はあまり適切ではない。なぜなら、当該事案は地方自治法244条に規定する「公の施設」であり、基本的には使用は許可されなくてはならないから、被告側としては、その例外的場合の「公の秩序をみだすおそれがある場合」「会館の管理上支障があると認められる場合」と判断したことに管理権者として逸脱はないことを主張すればよい。

私見については、自分の結論を大体きめておいて、合憲とするなら、危険がもたらされる「相当の蓋然性」があるかどうかを審査基準にして、問題文中にある「革命派」の行動によってもたらされる危険をできるだけ見つけてきて(あてはめ)、不許可処分を合憲とする。違憲とするならば、原告側は「明白且つ現在の危険」のようなもっともきびしい基準を採用して、問題文中にある「革命派」の行動によってもなおさせまった危険が生じるおそれはなく、例外的場合の「公の秩序をみだすおそれがある場合」「会館の管理上支障があると認められる場合」(あてはめ)に該当しないから違憲ともっていく。

なお、この「公の秩序をみだすおそれがある場合」については「明確性」に欠けるとし

て憲法 31 条及び 21 条に反するという主張も当然可能だが、授業ではまだそこまで詳しくやっていないので、その論点の提示と展開の出来・不出来は評価の対象とはしていない。

答案では、条例にそくして論じるという答案がすくない一方、「規制目的」と「規制手段」についての審査（目的・手段審査）を採用して論じるものが多かったが、そのさい、ほとんど「規制目的」の内容・その評価がうまくできていない印象がした。答案の多くは、「規制目的」をうまく把握できていない印象をもちました。「本代会館の管理運営に支障をもたらす事態を防止する」ことが「規制目的」で、その目的は「重要」「やむにやまれぬ利益」だとする答案が多いのですが、この条例に則して考えれば、条例 7 条の「規制目的」は、そんなに一般的なものでなくて、本代会館の管理運営に支障をもたらすことが明白なため例外的に許される場合を明らかにするというもので、「規制手段」は、「公の秩序をみだすおそれがある場合」「会館の管理上支障があると認められる場合」には例外的に不許可とするしくみと考えることになるのでは。合憲とするなら、この目的は合理的であり、規制手段としても目的達成のために合理的な手段だとなるのでしょうか。

しかし、違憲をもっていくには、この事例では「目的・手段審査」はやりにくいので、事例に即した「明白かつ現在の危険」の基準などで、具体的に事実をあてはめた方が説明として説得的になります。

〔採点のポイント（採点実感）の記載例：刑法 B〕

〔採点実感〕

第 1 問について、窃盗罪の成否につき、窃盗罪の成立要件・事実のあてはめに 4 点、特に不法領得の意思の定義・事実のあてはめに別途 10 点、器物損壊罪の成否（占有離脱物横領罪の成否を含む）につき、その成立要件・事実のあてはめに 3 点、そして、印象点として 3 点（基準点は 2 点）を配点した。

第 2 問について、住居侵入罪の言及につき 1 点、殺人罪の言及につき 1 点、非現住建造物等放火罪につき、成立要件（現住か非現住かを含む）・事実のあてはめに 7 点、焼損の定義（既遂時期の問題）・事実のあてはめに 8 点、そして、印象点として 3 点（基準点は 2 点）を配点した。

第 1 問について、不法領得の意思を十分に理解していない答案が散見された。不法領得の意思は刑法においていわば“常識”であって、ここで間違いをすることは許されない。窃盗罪・詐欺罪における不法領得の意思と横領罪の不法領得の意思は異なっており、混同してはならず、また、不法領得の意思は、占有侵害時に問題となるのであり、その後の事情をあげてあてはめを行うことは許されない（そのような答案があった）。定義を間違えた者、あてはめを間違えた者には猛省を促したい。

第 2 問については、焼損の意義の理解が不正確であることが伺えた。焼損とは、判例に従えば、火が媒介物を離れ、客体が独立して燃焼し続けることを意味し、燃焼とは酸素と結び付く化学反応を意味する。それ故、くすぶり続けること、炭化は燃焼にあたり、それ

をもって既遂とするのが独立燃焼説である。各文言の正確な定義の理解が求められることになる。

【3】採点を終えて／成績評価雑感＜民事訴訟法問題演習＞

1. 総評 平均点は、24.44。33点が1名、30点が1名、29点が1名、28点が1名。試験の点数だけの評価なら、以上の4名のみが及第か。以下、22点が1名、21点が1名、19点が3名。ただ、およそ5割程度の得点が確保できていることからすれば、逸脱した不出来が顕在化する状況とまではいえず、試験の結果としては、相応の学修到達度、理解度が窺えるといつてよいのかもしれない。が、試験の範囲や学修の示唆等に鑑みると、全体としては、決して出来が良かったなどとはいえないだろう。そのような状況の下、30点以上の得点者の回答内容は、微細な部分に改善の余地も残してはいるものの、総ての設問を通じて、凡そ一応は頷ける論旨の展開が見受けられた。

2. 各問いの概況 設問1は、平均点が10。12点が3名、10点が3名、9点が1名、8点が1名、7点が1名。概ね、補助参加訴訟における既判力や参加的効力についての考察から、D2の主張の論拠を示したうえ、それに対するC側からの反論、すなわち、D2の主張を排斥する法理を検討するといった論旨を展開していた。平均点がおよそ6割という結果がそれを示している。が、一方で、たとえば、参加的効力への言及が不十分であったり、補助参加訴訟の判決の効力が、CD2間でも生ずると解する考え方の論拠の提示に説明の不十分さがみられるなど、減点を免れない要素があった。思いのほか、得点が挙げられなかった要因は、このあたりだろう。

設問2は、平均点が2.33。4点が2名、3点が1名、2点が4名、1点が2名。出題者側の意図としては、本問は得点を挙げるサービスのはずだった。しかし、結果は意に反した。通常共同訴訟、共同訴訟人独立原則等の一般的抽象的論述に終始し、本問におけるD1の欠席という具体的事情について考察することがないというのでは、設問に対して、回答したことにはならないのではないか。

設問3は、平均点が2.55。4点が5名、3点が1名、0点が3名。本問も、得点を挙げるサービス問題のつもりだった。当然の補助参加だから、D2は補助参加人。したがって、その訴訟行為には規制があり、45条2項を示したうえ、本問の具体的事情に照らして論ずるのでなければ、設問に対する十分な回答として評価されることはないだろう。

設問4は、平均点が9.55。14点が1名、13点が1名、12点が2名、9点が1名、8点が1名、6点が3名。出来不出来が分かれた。主張共通の原則を説明し、それが共同訴訟人独立の原則と抵触する関係に立つものではないとの論拠を示したうえ、これへのC側からの反論を論ずる。かような論旨の流れにおいて、夫々の要素を丁寧、必要かつ十分に論じることができたかが、評価を分かちポイントになったといえよう。二桁の得点を挙げた回答は、論述に多少の濃淡はあるにせよ、評価基準に合った相応しいものといえるだろう。

3. 結びに代えて 本科目の履修をもって、カリキュラム上、民事訴訟法の基礎理論の修得は終えることになる。後期からは、実務系科目として、「民事訴訟実務の基礎A」、そして続く学年で「司法文書実務」や「民事訴訟実務の基礎B」を学修し、さらに「民事法総合問題演習A」を履修する。もちろん、これらの科目の授業においても、折に触れ、民訴の理論学修の内容を再確認する機会はあると思うが、民事訴訟法の名称を冠した科目は、本科目限りである。民訴の理論学修の基礎・土台を磐石なものとし、更なる応用展開力を養成することは、今後の各自の自主的な研鑽に委ねられること大である。条文、基本書、判例が学修の基盤となるが、基本書や百選の解説には、仔細な説が並行的に紹介されていることも、ままある。しかし、かような詳細な学説の議論をマスターする必要はない。要は、判例の考え方を把握して議論の大局的な流れをつかんでいれば、十分対応できるだろう。その際、短答の過去問

などを利用することも試みられたい。

参考：試験問題，出題の趣旨と採点のポイント」に対するアンケートの内容

平成 24 年度 後期

「学期末試験」「出題の趣旨／採点のポイント」についてのアンケート

〔法律基本科目・司法試験選択科目用〕

アンケートの目的：このアンケートは、授業改善を目的として、教員の授業技法の効果や、みなさんの学修状況を把握するためなどに、実施されるものです。ご協力をお願いします。

アンケートの扱い：アンケートは回収後、次のように扱われます。

- (1) 回収したアンケート原本は、事務担当者が集計を行うためのみに利用し、担当教員には開示しません。
- (2) 事務担当者は、すみやかに担当教員に集計結果と自由記載欄の記載一覧を提供し授業改善に役立てるとともに、さらにそれを月 1 回開催している直近の F D 活動で全教員に配布し、授業方法・技術、良質な教材の作成のための検討の参考にします。
- (3) 以前に同一教員が当該科目の担当をしている場合、履修登録までに、シラバスシステム上に前回のアンケート結果として開示します。

注 意：教育方法の検討の便宜から、学修状況についての質問などが入っていますが、記載したくない部分は、空欄でも結構です。科目名、担当教員名は、必ず記載してください。

科目名

担当教員

〔試験について〕

【1】試験問題は、講義内容を発展させて、回答できるものでしたか？

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【2】回答時、試験問題は、下記の項目をどの程度重視したものと思われましたか？各科目の種別に応じてそれぞれ回答してください。履修科目に当該種別の科目が含まれていない場合は、その部分は白紙のまま提出してください。

①講義科目

○基本的な法的知識や体系的理解を重視。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○法的思考能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○事案の事実を把握したり分析する能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

②問題演習科目

○基本的な法的知識や体系的理解を重視。

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○法的思考能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○事案の事実を把握したり分析する能力を重視

そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

③総合問題演習科目

○基本的な法的知識や体系的理解を重視。
 そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○法的思考能力を重視
 そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

○事案の事実を把握したり分析する能力を重視
 そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

〔「出題の趣旨／採点のポイント」について〕

【3】「出題の趣旨／採点のポイント」は、それを利用することで、答案をより良いものに書き直すことができるものでしたか。
 そう思う ← 5 4 3 2 1 → そう思わない

【4】これまでの質問への回答に際して、より正確に伝えたいことがあれば書いて下さい。【1】～【3】で「1」をつけた人は、その事情をより具体的に記載して下さい。(書ききれない場合、次ページや裏面も利用して下さい。)

(5) アンケート結果

平成24年度前期および後期のアンケート結果の概要は以下のとおりであった。

平成24年度前期(中間)授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 86.4%

平成24年度前期(中間)授業評価アンケート(法律基本科目+新司法試験選択科目)

配当年次	履修者数	提出者数	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な知識を修得させるための工夫	【4】法的思考力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文書作成能力を涵養するための工夫	【1】～【8】平均	科目特性
1年次	6	5	4.6	4.6	4.2	4.4	4.4	4.0	4.4	4.6	4.4	必修
	9	9	4.6	4.0	4.6	4.6	4.6	3.3	4.2	3.9	4.2	必修
	6	6	4.2	3.5	4.3	4.0	3.5	3.2	3.7	3.2	3.7	必修
	5	5	4.8	4.6	4.6	4.8	4.8	4.0	4.2	4.0	4.5	必修
(1年次配当科目平均)			4.5	4.2	4.4	4.4	4.3	3.6	4.1	3.9	4.2	
2年次	10	8	4.3	3.6	3.4	3.8	4.1	4.5	3.8	4.8	4.0	必修
	9	8	2.3	2.5	2.9	2.1	2.1	2.5	2.4	2.1	2.4	必修
	10	8	4.3	4.1	3.0	3.5	4.1	3.9	4.1	3.5	3.8	必修
	10	9	4.4	4.2	4.3	4.1	4.4	4.0	4.4	3.4	4.2	必修
	10	9	4.2	3.7	3.7	4.2	4.0	3.7	3.9	3.8	3.9	必修
10	8	4.8	4.0	4.5	4.6	4.8	4.1	4.6	4.4	4.5	必修	
(2年次配当科目平均)			4.0	3.7	3.6	3.7	3.9	3.8	3.9	3.7	3.8	
3年次	6	6	3.5	3.8	3.5	3.8	3.8	3.8	3.5	3.7	3.7	選択必修
	6	4	4.5	4.5	4.8	4.5	3.0	3.3	3.3	3.5	3.9	選択必修
	6	4	4.8	4.8	4.5	4.8	4.8	4.0	4.8	4.8	4.6	選択必修
(3年次配当科目平均)			4.3	4.4	4.3	4.4	3.9	3.7	3.8	4.0	4.1	

平成 24 年度後期（中間）授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 86.3%

平成24年度後期(中間)授業評価アンケート(法律基本科目+新司法試験選択科目)

配当年次	履修者数	提出者数	【1】緊張感のある授業になるような工夫	【2】法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫	【3】基本的な知識を修得させるための工夫	【4】法的思考力を涵養するための工夫	【5】事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫	【6】法的議論をする能力を涵養するための工夫	【7】創造的的思考力を涵養するための工夫	【8】法的文書作成能力を涵養するための工夫	【1】～【8】平均	科目特性
1年次	5	5	4.6	3.8	4.2	4.2	4.2	4.0	3.6	3.4	4.0	必修
	5	5	4.4	3.2	4.2	3.4	3.2	3.6	2.8	2.8	3.5	必修
	5	5	4.6	4.2	4.4	4.4	4.4	3.8	4.2	3.4	4.2	必修
	6	4	4.5	4.5	4.8	4.5	4.8	4.0	4.5	3.8	4.4	必修
	6	6	4.3	4.2	4.5	4.5	4.3	4.0	4.3	3.8	4.3	必修
	6	6	4.7	4.3	4.3	4.5	4.3	4.0	4.3	3.0	4.2	必修
	6	6	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.3	4.7	4.5	4.6	必修
(1年次配当科目平均)			4.6	4.1	4.4	4.3	4.3	4.0	4.1	3.5	4.2	
2年次	8	7	4.1	3.9	3.9	3.9	4.1	4.1	4.1	4.3	4.1	必修
	5	4	4.5	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.8	4.0	選択
	8	6	4.0	3.5	3.5	4.3	4.0	3.5	4.3	4.5	4.0	必修
	5	5	4.4	4.4	4.4	4.4	4.6	4.2	4.2	4.2	4.4	選択
	8	5	5.0	4.4	4.6	4.8	5.0	4.8	5.0	5.0	4.8	必修
	5	5	4.4	3.6	4.0	3.6	3.6	3.6	4.0	4.6	3.9	選択
(2年次配当科目平均)			4.4	4.0	4.1	4.2	4.2	4.0	4.3	4.4	4.2	
3年次	3	2	4.5	4.0	4.0	4.0	3.0	4.0	3.0	4.0	3.8	選択必修
	4	4	4.3	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.3	3.8	4.3	選択必修
	5	3	4.3	4.3	4.3	4.7	4.3	4.7	4.7	4.7	4.5	選択必修
(3年次配当科目平均)			4.4	4.3	4.3	4.4	3.9	4.4	4.0	4.1	4.2	

平成 24 年度後期（最終）授業評価アンケート 集計結果一覧 回収率 87.8%

平成24年度後期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目】

配当年次	担当	【1】この科目は、授業内での緊張感のある授業になるような工夫がなされていますか	【2】この科目は、法曹を目指すモチベーションが高まるような工夫がなされていますか	【3】この科目は、基本的な知識を習得するための工夫がなされていますか	【4】この科目は、法的議論をする能力を涵養するための工夫がなされていますか	【5】この科目は、事実を把握・分析する能力を涵養するための工夫がなされていますか	【6】この科目は、法的議論をする能力を涵養するための工夫がなされていますか	【7】この科目は、創造的的思考力を涵養するための工夫がなされていますか	【8】この科目は、法的文章作成能力を涵養するための工夫がなされていますか	【9】この科目は、法的文章作成能力を涵養するに役立つような工夫がなされていますか	【10】この科目は、学問的知識を深めながら、法的思考力を涵養するための工夫がなされていますか	【11】この科目は、法的知識の習得が向上しましたか	【12】あなたは、法的知識の習得が向上しましたか	【13】あなたは、法的思考力が向上しましたか	【14】あなたは、法的議論をする能力が向上しましたか	【15】あなたは、法的議論をする能力が向上しましたか	【16】あなたは、創造的的思考力が向上しましたか	【17】あなたは、法的文章作成能力が向上しましたか	【18】あなたは、主体的かつ緊張感のある取り組みがなされましたか	【19】この科目では、モチベーションが高まりましたか	【20】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【21】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【22】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【23】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【24】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	【25】この科目は、最も時間と労力をかけた科目でしたか	
																											1
公法系	A	1	4.4	4.6	4.4	4.4	4.2	4.2	4.2	4.2	4.6	4.2	4.2	4.2	4.4	4.2	4.2	4.2	4.2	4.0	3.4	3.8	2.2	2.2	2.2	3.6	3.5
	B	1	4.4	4.6	4.4	4.4	4.2	4.2	4.2	4.2	4.6	4.6	4.2	4.2	4.4	4.2	4.2	4.2	4.2	4.0	3.4	3.8	2.2	2.2	2.2	3.6	3.5
	C	2	4.1	4.4	4.4	4.4	4.4	4.0	4.4	4.5	4.5	4.3	4.6	4.3	4.3	4.1	4.0	4.1	4.3	4.3	4.5	3.8	4.6	2.4	2.9	3.4	3.6
	D	3	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.5	4.0	4.0	3.5	4.0	3.5	4.0	3.0	4.0	2.5	2.5	2.0	
民事系	A	1	4.7	4.7	4.5	4.5	4.5	4.2	3.8	4.2	4.7	4.5	4.8	4.5	4.3	4.3	4.0	4.3	4.3	4.4	4.0	3.8	2.2	2.7	3.3	4.0	
	B	1	4.2	4.0	4.0	4.4	4.0	4.2	4.2	4.2	4.6	4.2	4.4	4.4	3.8	3.8	3.6	3.8	3.6	4.2	3.8	3.8	4.2	2.4	2.4	3.6	3.0
	C	1	4.2	4.0	4.0	4.0	4.0	3.6	3.6	3.2	4.4	4.6	4.4	4.0	3.8	3.8	3.8	3.4	3.4	3.6	3.6	3.0	3.6	2.2	2.0	3.2	4.0
	D	2	4.5	3.5	3.5	3.5	4.5	4.0	3.5	4.5	4.0	4.0	4.5	3.8	3.8	4.0	3.8	3.5	4.0	4.3	3.8	4.3	4.3	2.5	2.5	3.3	4.0
	E	1	4.5	4.5	4.8	4.8	4.5	4.3	4.5	4.3	5.0	5.0	4.8	4.5	4.8	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.3	4.8	4.5	3.3	3.0	4.0	4.0
	F	1	4.7	4.0	4.3	4.7	4.2	4.2	4.5	4.3	4.0	3.7	4.2	4.2	4.2	4.3	4.3	4.3	4.2	3.8	3.8	3.7	3.7	2.3	2.2	3.3	3.5
	G	2	3.6	3.0	2.6	3.4	3.2	2.6	3.0	2.8	3.4	1.8	3.0	2.8	3.0	2.6	2.6	2.4	3.4	2.6	3.4	3.0	3.2	2.8	3.6	3.5	
	H	3	4.0	4.3	3.5	4.0	4.0	3.0	3.5	4.0	4.0	4.0	4.0	3.3	3.3	3.8	3.3	3.3	3.5	3.3	3.5	3.5	3.5	2.3	1.3	2.0	
刑事系	A	1	4.5	4.5	4.7	4.7	4.5	4.5	4.2	4.2	4.7	4.5	4.5	4.3	4.0	4.3	3.8	3.7	4.0	4.5	4.2	4.2	4.5	2.7	2.5	3.7	4.0
	B	2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.2	4.4	4.2	4.6	4.4	4.4	4.6	4.6	4.4	4.0	4.6	4.4	4.2	4.4	2.6	2.8	3.6	4.0
	C	1	5.0	4.8	4.8	4.8	5.0	4.8	4.5	4.8	4.8	5.0	4.5	4.5	4.8	4.3	4.3	4.3	4.3	4.8	4.3	4.5	4.5	2.7	2.3	4.0	4.0
	D	2	4.7	4.7	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	5.0	4.9	4.9	4.9	4.9	4.7	4.7	4.9	4.7	4.6	4.7	5.0	5.0	3.9	3.4	3.7	3.7
その他	A	2	4.0	3.6	3.2	3.2	3.8	4.0	4.4	4.8	3.4	4.6	4.2	3.8	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.2	3.8	4.6	4.8	2.8	3.6	3.2	4.0

平成24年度後期[最終]授業評価アンケート 集計結果一覧【法律基本科目・司法試験選択科目以外】

		配当 年次	[1]	[2]	[3]	[4]	[5]	[6]	[7]	[8]	[9]	[10]	[11]	[12]	[13]	[14]	[15]	[16]	[17]	[18]
			か 教員は講義を時間通り行っていましたか	か ビデオ等は聞き取りやすかったですか	教員の説明はわかりやすかったですか	講義に際して、教員の準備は十分でしたか	講義の進度は適切でしたか	「(5)の質問で1,2解答者のいと思いましたが、講義の進度が適切でしたか」 遅い 速い	行講義は、シラバスの講義計画に沿って進められていましたか	講義は、学生の理解度を確認しながら進められていましたか	質問等について、適切な対応はありましたか	双方向・多方向の講義でしたか	講義内容の水準は適当でしたか	講義内容の水準は適当でしたか	「(1)の質問で1,2解答者が当でないと思いましたが、講義内容の水準が適当かどうか」 簡単 高度	日常の学修のなかで、この科目にどれくらいの時間を割きましたか	シラバス等で提示された課題は適切かどうか とおもいますか	講義の予習はどれくらいでしたか	講義の復習はどれくらいでしたか	学期中に自分が達している到達度には満足していますか
その他	A	1	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0		5.0	4.7	5.0	4.7	4.7		1.7	4.0	1.0	1.0	4.0	4.3
	B	2	4.0	4.0	5.0	4.8	5.0		4.2	4.5	5.0	3.8	4.8		2.5	3.6	1.7	2.2	3.3	4.8
	C	2	4.0	4.0	5.0	4.8	5.0		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0		3.3	4.3	3.2	3.2	3.3	4.7
	D	2	4.0	4.0	4.3	4.7	4.3		4.7	4.0	4.0	3.3	4.0		1.3	4.0	1.3	1.3	2.7	4.0
	E	2	4.0	4.0	5.0	5.0	5.0		5.0	5.0	5.0	4.7	5.0		2.3	4.3	1.3	1.3	4.0	5.0
	F	3	4.0	4.0	4.8	4.8	4.8		4.8	4.8	4.8	4.3	4.8		2.8	4.5	2.5	2.0	4.0	4.8

(6) 評価結果の活用

ア 結果の通知ととりまとめ

上記の各アンケート結果は、匿名性を確保するために事務職員のみによって集計したのち、多段階評価については項目ごとの平均点を算出した数値が、自由記載項目については筆跡による特定を避けるためにすべてコンピュータに文字入力し直したものが、それぞれの教員に文書で通知される。

イ 組織的検討

すべてのアンケート結果は、集計終了後直近のFD委員会に報告され、全体状況の分析と個別の科目における問題の有無が検討される。さらに、FD委員会の分析結果をFD懇談会に報告する。このとき、すべての科目のデータが、科目名・教員名を明らかにした形で全教員に開示され、授業改善のための議論の素材として扱われる。

FD委員会は、アンケート結果が相対的に低い科目については、授業参観、講義を録画したビデオ映像の視聴、当該教員からの聞き取りなどの調査を行った。本年度前期には、相対的に評価が低かった科目について、FD委員会委員がビデオ映像を視聴して問題の有無を検証し、「特段の措置を必要としない」旨の所見をFD懇談会に提出した。後期においては、特に低い評価の科目はなく、特別な検証は必要とされなかった。

ウ 調査結果の学生への通知

上記すべてのアンケート結果は、授業で用いているシラバス・システムに掲載されることにより、当該科目の履修者のみならず、すべての学生に向けて公開される。また、最終アンケートについては、翌年度の担当教員が同一である場合は、翌年度のシラバス・システムの欄にも、参考データとしてアンケート結果が掲載される。

エ 教員による「所感と対応」の公開

授業評価アンケート（中間・最終）の結果が通知されたのち、法律基本科目および司法試験の選択科目となっている分野の科目については、担当教員にアンケート結果に対する「所感と対応」の作成が求められる。これは、質問項目ごとに、評価結果に対する教員の所感と今後の対応を記入するものである。教員は、評価が低かった質問項目について、その評価をどのように受けとめたのか、具体的な改善策をとるとすればどのようなものか、教員の意図が伝わらな

かったことにつき学生側の姿勢にも問題があると考える場合は、その内容を記載する。

ところで、法律基本科目の「講義」「問題演習」「総合問題演習科目」は、段階的な学修を行うための区分であるため、法曹に必要なマインドとスキルのうち、それぞれの段階で身につけるべきスキルが異なる(たとえば、講義科目では応用的・創造的思考を涵養する必要度は低い)。そこで、「所感と対応」においては、「マインドとスキル」に対応して設けられた質問項目のそれぞれについて、担当教員が、その科目において、その能力の涵養をどの程度重視しているかを記号で示し、各質問項目の評価に対する所感と合わせて、学生に開示している。

さらに、アンケートの自由記載欄に書かれた個別の学生からの意見に対しても、「所感と対応」の自由記載欄において回答している。

この「所感と対応」によって、授業評価アンケートが、学生から教員へ向けた一方通行のメッセージの伝達ではなく、教員と学生との双方向のコミュニケーションを通じた協働による授業改善のためのツールとして有効に機能している。

参考：授業アンケート（前期・中間）に対する所感と対応

担当教員： 齋藤 善人 科目名： 民事訴訟法A

	教員の重視度 ／科目特性	アンケート結果	所感と対応
【1】受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	4.6	
【2】学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	C	4.0	従来、授業設計者側の立場からは、本項目の重視度を相対的に低く見積もってきた。法曹への動機付けを刻印するに最適なものは、実務家の先生方が担当する実務系科目だろうとの観念ゆえである。本授業は、民事訴訟法の基礎理論教育の第1段階と位置づけられ、簡素化された事例問題という具体的な課題の処理にあたり、定義や制度趣旨を始めとして、基本的な知識を正確に理解し、かような知識に基づいて具体的に思考することを通じて、回答を組み立てるといった作業を経験するもの。そうした点からは、学修上の関心を喚起することについて、一定程度の評価があるに過ぎないと予測していたが、良い方向で外れた。最大の関心事であることが否定し難い、司法試験との牽連を折に触れ言及するなどしたことが要因か。
【3】基本的な法的知識の習得	A	4.6	本授業は、民事訴訟法の基礎理論教育の第1段階と位置づけられるものなので、簡素化された事例問題を題材に、主要な論点につき妥当な回答を導く思考回路を構築するトレーニングを旨とする。もちろん、思考回路の修得にあたっては、その前提として、基本的知識を正確に理解していることが必須。したがって、本項目の重視度は高い。かかる点への配慮から、シラバス上に「論点と考えるヒント」と

			<p>して、一応の思考過程のモデルが提示され、学修すべき知識の領域がヘッドラインとして示されている。受講生各位においては、それをテキスト／百選等で確認する作業を尽くして授業に参加しさえすれば、設問を考察するにあたって、その前提を踏まえることができ、議論の行方を見失い、大きく逸脱するリスクは回避できるのではない。</p>
【4】法的思考能力の涵養	A	4.6	<p>上述のごとく、本授業は、民事訴訟法の基礎理論教育の第1段階と位置づけられ、簡素化された事例問題を題材に、主要な論点につき妥当な回答を導く思考回路を構築するトレーニングを旨とする。正確に修得された基本的法知識を用い、具体的な思考回路を設計できることが、1つの柱となる教育目標。その意味で、この項目は、極めて重視される。そうすると、ほぼ満足できる評価とってよいだろうか。</p>
【5】事実を把握したり、分析する能力の涵養	B	4.6	<p>本授業の目的は、簡素化された具体的な事例問題を考える過程を通じて、基礎的な思考回路を構築することにあるから、詳細な事例に基づく事実関係の分析や把握といった点は、上級学年の配当科目、たとえば「民事訴訟実務の基礎」や「民事模擬裁判」等の実務系科目をはじめ、「民事法総合問題演習」などに譲る趣旨。ゆえに、重視度はそれほど高くない。その意味では、評価としては、意に反して高いといえようか。良い意味で予測が裏切られたが、その原因としては、百選等の判例を検討するに際し、その事案を整理する作業は不可欠だし、ときに事例設問との違いをみることもあるゆえかもしれない。ただし、基礎理論教育の第1段階を標榜する本科目では、百選等の判例を正確に理解することが第一義であって、それを離れて事実認定作業の詳細に踏み込むことは想定していない。</p>
【6】法的議論をする能力の涵養	C	3.3	<p>基本的な法律知識の修得、そして正確な法知識を活用しての思考回路の構築のため、ならびに授業現場の活性化のため、質疑応答と議論を中核に据えた授業設計を旨としたいが、現状においては、一問一答的な遣り取りに終始し、より発展・展開的な議論に進むことはない。双方向というには羊頭狗肉だろう。もとより、受講生相互間での多方向などは、見果てぬ夢か。かような（不完全燃焼的な）状況が評価に反映したものといえよう。以上、授業運営の形式面だけでなく、実は、本項目は民事訴訟法教育の最終到達点と考えており、民事実務系科目や民事法総合問題演習科目の学修を経て、獲得される力であるというのが、本学のカリキュラム構成といえよう。</p>

【7】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養	C	4.2	基礎的な思考回路のトレーニングにあたっては、まず判例で考えるという方法論を身につけたい。そのため、判例理論の検討が第一義となるが、いきおい判例への疑問点や、その射程距離を考察することを通じ、学説の議論を参照するなどして、思考する姿勢が要求されることもある。その限りでは、本項目につき、かかる評価が与えられたものだろう。ただ、本来この項目に到達するのは、民事訴訟法の応用教育の段階、つまり、「民事訴訟実務の基礎」や「民事法総合問題演習」を経由してからだろう。
【8】法的文章作成能力の涵養	B	3.9	本授業では、当初の授業設計から起案等をプログラムしていないにもかかわらず、かような評価は望外ともいえよう。民事訴訟法は、この科目（後期の民事訴訟法Bも含む）と来年度の「民事訴訟法問題演習」とで基礎理論教育を完成させる予定なので、本授業で修得した基本的思考回路を起案等を通じて使いこなす訓練は、専ら基礎理論教育の第2段階たる「問題演習」（の後半部分）に役割分担している。ただ、授業で扱う事例問題を考察する際にヒントとなる、シラバス中の「論点と考えるヒント」をベースに順を追って考え、起案してみれば、相応の回答に辿り着けるはずだし、課題として提出することが課せられるレポートは、起案指導の端緒といえる。その限りでは、アウトプットの意識づけは奏功か。なお、本アンケートの時点で、レポートを2回実施している。

前年度からの改善事項（特記すべきものがあれば）

昨年度からそうであるが、授業の進捗にはある程度目をつぶり、1回の授業で検討する内容を絞って、当該テーマに関しては、授業後になるべく疑問を残さないような理解に繋げる意識。シラバス上に示した事例設問をすべて消化するためには、1回の授業で2つ程度の設問を処理しなければならないが、この授業では、場合によっては、1つの設問の検討で終わることも厭わない。「丁寧な授業で分かりやすい」との感想は、それゆえだろう。質疑応答を1つの柱として、授業は進行するが、指名により発言が求められるのは、1回の授業で3～4名ほど。1人に対して繰り返し問いを発する形を採っているためだが、それにより問いへのアプローチ、考察の過程を確認し、また、それを他の受講生も共有できる効用があると思うから。そのために、昨年度に比し、受講生がフランクに意見を述べることができる雰囲気作りといった点につき、一層配慮。

総括&自由記載欄へのコメント

本科目の授業設計のプライオリティとしては、項目【4】を最重視し、その前提として項目【3】を重視する。さて、【3】の評価の内訳をみると、選択肢5が5名、選択肢4が4名。また、【4】について、その内訳は、選択肢5が5名、選択肢4が4名。これら以外の項目については、項目【5】は、選択肢5が5名、選択肢4が4名、項目【6】は、選択肢5が2名、選択肢4が3名、選択肢2が4名、項目【7】は、選択肢5が4名、選択肢4が4名、選択肢2が1名、項目【8】は、選択肢5が3名、選択肢4が4名、選択肢2が2名。授業内容に係る評価項目のうちで、本授業の設計上ポイントとみなし、Aとしているのは【3】と【4】であるが、いずれも強く積極的に評価している選択肢5と、ある程度のプラスの評価に留まるといえる選択肢4が、ほぼ半々である。これらの項目に係わるものかと思うが、「概念ごとの説明は丁寧であるが、それゆえ、全体的な事案解決の流れが把握しにくい」との意見がある。法制度の趣旨や概念・定義等の体系的な評価、位置づけなど（これが【3】に関係する）は、多くは受講生各自が基本書を読解することで把握可能と思っている（教科書／基本書の類は、まさにこれらの点を理解し易いように整理されているはず）。したがって、授業の場では、むしろ、基本書で平板的に記述されている解説を、具体的な問題に投影して考える道筋を解明し、修得することにより力点を置きたいと考えている（これが【4】に関係する）が、この設問への投影の作業に分かりにくい点があるとの指摘は、肝に銘じ改善の要に留意したい。もちろん、事案考察の過程で、その前提として正確な知識を確認する作業を通じ、制度や概念の体系的な位置づけ等に言及することを厭うものではなく、その点で、【3】への配慮を軽んじることはありえない。また、【4】に関してであると思うが、「シラバス上の記述に関し、その意図等が読み取れない」との指摘についても、謙虚に自省したい。ただ、一言だけ許されるなら、シラバス上に記されているのは「論点と考えるヒント」であって、つまり、あくまでも「考えるヒント」となる事柄をヘッドライン的に示したものだ。それゆえ、ヒントとして示されたワード、概念を繋ぎ合わせる作業が必要であり、そのために読み解くべき参考文献が提示されている。

参考：授業アンケート（後期・最終）に対する所感と対応

担当教員： 中島 宏 科目名： 刑事訴訟法問題演習

		教員の重視度 科目特性	アンケート結果 中間	アンケート結果 最終	所感
A 授業の 雰囲気 作り	【1】教員による受け身の学修姿勢の改善、緊張感のある授業	A	5.0	4.7	緊張感のある授業について、中間よりも数値が下がった。理由は不明であるが、じ授業進行が進むに釣れての「慣れ」があったとすればよくないことである。自戒したい。モチベーションの向上は、司法試験問題を教材として用いるなど、後半は内容が高度化したことにより意識の変化を示しているのであろう。
	【2】教員による学修意欲や学修上の興味や法曹を目指すモチベーションの喚起	A	4.4	4.7	
B 涵養 すべき	【3】教員による基本的な法的知識の習得への配慮	A	4.6	4.9	概して高い評価を得た。教員自身の反省としては、学生相互の議論をもっと喚起したかったこと、各学生が予習段階で考えた内容を（たとえ

能力	【4】 教員による法的思考能力の涵養への配慮	A	4.8	5.0	それが判例や通説の枠に収まらないものであったとしても) 演習の中でもっと率直に展開してもらえるしくみを構築すべきだったこと, 文書作成能力の指導において答案返却のサイクルが確立できなかったことである。
	【5】 教員による事実を把握したり, 分析する能力の涵養への配慮	A	5.0	4.9	
	【6】 教員による法的議論をする能力の涵養への配慮	B	4.8	4.9	
	【7】 教員による判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養への配慮	B	5.0	4.9	
	【8】 教員による法的文章作成能力の涵養への配慮	A	5.0	5.0	
C 学生への配慮	【9】 本学が「法科大学院において最低限修得すべき内容」の一部としている「共通の到達目標」と授業内容の整合性			4.9	共通的な到達目標モデルとの関係は, 意識的に明示することができた。ただし, 授業で触れていない部分の学修方法について, もう少し適切なアドバイスができればよかった。
	【10】 計画的授業進行と学生の理解度への配慮			4.9	
	【11】 学生からの質問への対応			5.0	
D 学生の成果認識満足度	【12】 基本的な法的知識の習得度の向上の成果	B		4.9	議論については, 確かにやや低調であったと思う。この点について, 学生の自己評価・満足度が低いのは, そのとおりであろう。教員側としても, 議論の活性化は, 思考力を鍛える意味で不可欠だと考えていた。後半になるつれて改善の兆しはあったが, より活発な演習を展開するための「しかけ」を工夫してみたい。
	【13】 法的思考能力の涵養成果の向上の成果	A		4.9	
	【14】 事実を把握したり, 分析する能力の涵養の向上の成果	A		4.7	
	【15】 法的議論をする能力の涵養の向上の成果	B		4.7	

【16】判例がない事案などに対応するための創造的思考力の涵養の向上の成果	B		4.9
【17】法的文章作成能力の涵養の向上の成果	A		4.7

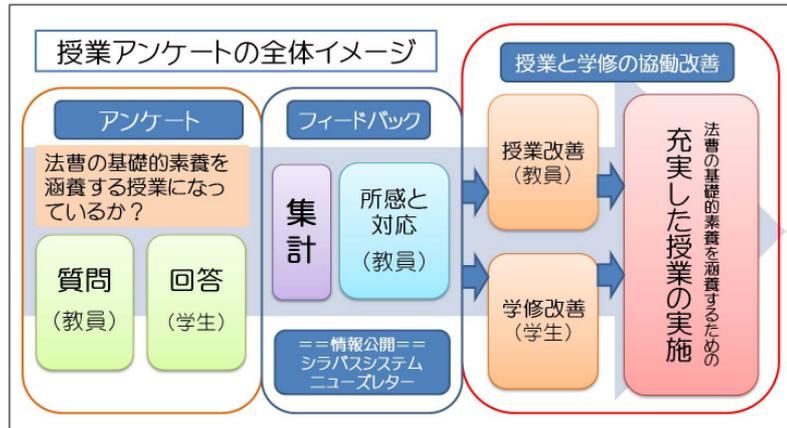
E 学生 による 取り組 み状況	【18】 学生自身は主体的／緊張感ある取り組みをしたか			4.6	学生はおおむね十分な取り組みをしていた。ただし、予習が不足している学生、予習の質として、既存の参考書から解答を捜し出すことに汲々とし、自分の頭が考え抜く姿勢を欠いていると思われる者があった。これについては演習の中で指導したつもりであるが、抜本的に改善されたとはいえないように思われる。教員側として、指導の方法を工夫する必要があるが、学生側もあらためて認識してほしい。
	【19】 学生自身のモチベーション向上の度合い			4.7	
	【20】 学生のこの科目の重視度			5.0	
	【21】 課題等への取り組み度合い			5.0	
	【22】 予習にかけた時間			3.9	
	【23】 復習にかけた時間			3.4	
	【24】 「所感と対応」を読んだか			3.7	
【25】 「所感と対応」を読んで、学修への取組を改善したか			3.7		
		0	1	2	
F 学生か らの見 直しの 要望 (件数)	【26】 時間通りの進行（0 無記載／1 遅刻／2 延長）	5	0	0	講義の進度については、正直なところ、これが精一杯である。スピードを上げるためには、学生側の知識量と思考力を高めてもらうほかない。ただ、予習のために与える情報量が適切であったかどうかは、検討すべき事項であると認識している。
	【26】 話すスピード（0 無記載／1 遅／2 速）	5	0	0	
	【26】 講義の進度（0 無記載／1 遅／2 速）	4	1	0	
	【26】 講義内容の水準（0 無記載／1 易／2 難）	5	0	0	

G 各教員 自由設 定欄	<p>【27】この科目は、 刑訴法の知識を事例 に適用して法的推論 を展開するための思 考を鍛えることを意 図して、幅広い論点 を網羅的に取り上げ ることよりも、上記 目的のために適した テーマを集中的に取り 上げています。これ による弊害として は、網羅的な学修は、 各学生の自学自修に 委ねることにならざ るをえないことが上 げられます。 以上を前提に、この よう演習の運営方針 は、本学2年次後期 の演習科目として適 切ですか。</p>			5.0	<p>基本的な講義運営方法は、学生により支持され ている。教員として認識している課題は、3つ に分けた各クールのレベルを段階的にステッ プアップするものとして設定することである。 各クールで扱うテーマが違うのでなかなか困 難ではあるが、次年度は再びトライしたい。</p>
	<p>【28】この科目が必 修でなかった場合、 後輩に履修をすすめ ますか。</p>			5.0	
自由記 載欄	<p>【29】授業充実への 要望（自由記載欄）</p>	<p>まず、教員の求めに応じて、積極的に自由記載欄に記入していただいたことに感謝したい。少人数のクラスなので、数値化された評価よりも、個別の声のほうに多くのヒントがあるように思われる。ご指摘のうち、扱う内容のボリュームについては、今年度の演習が当初から直面してきたテーマである。前提の確認部分は、たとえ、授業時間内で触れることができなくても、事例の検討において当然に踏まえるべき内容であるし、そうでないとしても自学自修においてクリアしなければ、法科大学院で最低限修得すべき内容を身につけたことにならない事項である。授業のための学修ではなく、学修のための授業という意識をぜひ持ってほしい。主要なケースブックの中心的な設問を抜き出したものであり、他大学の法科大学院においても当然にこなしている分量であるから、来年度もこのまま維持したいと考えている。ただ、予習のために与えるべき情報量を増やすなどサポートを強化する必要があるだろう。添削物の返却については、今年度の大きな反省点である。また、事前提出物については、各自の自発的学修において当然に形成される成果物を出せば足りると考えていたが、基準の明確化は必要であろう。この点も改善したい。</p>			

(7) P D C Aを意識した「授業と学修の協働改善」

授業改善の取り組みは、継続的に実施することに意味があるが、それは教員のみではなく共通の目標に取り組んでいる学生の取り組みも重要な要素となる。本学の授業アンケートを中核とする取り組みでは、教員の授業技術や内容の改善のみならず、学生の学修改善にもP D C Aのサイクルを意識できるよう、授業アンケートの取り組みの全体像をニュース・レターなどに紹介し、問題意識の喚起に努めている。

【授業アンケートの全体イメージ】



5. 授業公開／授業参観

当研究科においては、各教員はすべての授業を自由に相互参観することができる。また、学期ごとに最低でも1回は、他の教員による授業を参観することが義務となっている。

参観を希望する科目の開講時間が自分の担当科目の開講時間や会議等の公務と重複している場合のために、すべての授業を学期ごとに1回ずつビデオ収録し、その映像にネットワーク経由で随時アクセスして閲覧できるようにしている。各教員は、前述のようなやむを得ない事情で教室での参観ができない場合には、ビデオ視聴によってライブでの参観に代替させる。

授業参観の結果については、報告書の提出が義務づけられている。提出された報告書は、当該科目の担当教員に送付されると同時に、FD懇談会において回覧され、授業改善のための検討資料とされる。

また、学内での授業参観に加え、九州大学法科大学院における授業参観にも参加している。両者の比較を通じて、当研究科の授業の優れている点、改善を要する点が明らかになる。さらに、本年度からは、後述のとおり、教員自身によるビデオ視聴も合わせて実施している。単に他の教員の授業を参観するだけでなく、これらの取組みも合わせて、より立体的に「あるべき授業」と「現在の授業」の違いを浮かび上がらせることを目指している。

参考：授業参観報告書の例

参観日時 及び時限	平成24年 5月 18日 3限		
授業担当者	河野 通孝 先生		
授業科目名	行政法問題演習B		
対象学年	3年	受講学生数	2名
教室	法文棟1号館第一演習室		
講義内容の概要	学校の統廃合を巡る紛争について		
教材・授業の進め方・課題・学生の反応等、気が付いた点	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の統廃合を巡り通学の適正を阻害されるに至ったことを理由とする事例について、訴訟類型を検討させておられ、その際、受講生からの自発的な意見をもとに（１）条例制定手続における手続的違法問題、（２）実体法的違法問題（①法令違背、②裁量逸脱）を受講生が明確に区別できるように解説をされていること ・訴訟類型を受講生に理解させるため、メニューとしての抗告訴訟における処分性の問題等を指摘され、受講生の理解を深めておられること ・学校の廃止問題に関し、（１）廃止条例の制定問題、（２）通学校指定問題、更には仮の差し止めの可能性等を受講生に検討させるに際し、都内と山間部、保育園と学校等その具体的な事例のもとにおいて判断が異なり得ることを示し、又、判例を引用しながらの事例についての検討課題を示すことにより受講生の思考方法を行政法問題に順化させる方式をとっておられるように思われること 		
授業参観を行って参考になったこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生と共に一緒に考える姿勢を示し、又、受講生の意見に充分耳を傾けて議論を深めると共に受講生に分かりやすく噛み砕いた解説を要所要所でされていること ・受講生に対して、その検討内容が優れている場合に「よく気がついたね」などと声をかけるなどし、受講生の学修意欲の向上にも配慮されていること ・具体的な面談記録をもとに訴訟類型を検討させ、その上で（１）訴訟類型の要件を満たすか否か、（２）本案で主張が認められるか否かの点に議論を進めることにより受講生が講義内容である紛争をどのように解決するのが一番妥当であるかという点について深く考えさせる内容となっていること 		
その他（授業参観に関するご意見、ご感想等を自由にお書きください。）	<p>民事問題あるいは刑事問題（特に私の担当分野との関係では違法収集証拠の排除法則）との相違及び類似点につき要所要所で解説されておられ、横断的な受講生の法律の理解にも配慮しておられることに驚きました。</p>		

参観日時及び時限	平成 25 年 1 月 8 日 3 限		
授業担当者	紺屋 博昭 教授		
授業科目名	労働法		
対象学年	2 年	受講学生数	5 名
教室	101 号教室		
講義内容の概要	解雇 — 労働者の非違行為を理由とする解雇		
教材・授業の進め方・課題・学生の反応等、気が付いた点	授業の冒頭に、前回のおさらいとして、事後課題に対する検討を行い、前回の授業を十分に理解しているのか、確認をしていた。本題では、質問を多用することによって、学生の理解度を図りつつ、授業を進行させていたことが印象に残った。質問によって、授業を運営させていた点で、進行は学生との問答によってなされていたといえる。学生は、即座に反応できる者もいれば、課題判例であるにもかかわらず、その事実関係を十分に説明できない者もおり、課題判例が二つしか挙げられていない状況下では、非常に心許なく感じた。		
授業参観を行って参考になったこと。	学生への質問の仕方が上手いと感じた。扱う内容について、その都度質問を發し、学生が返答に窮すると、正解に導くヒントや間違った解答を提示して考えさせながら返答を求めているのが興味深かった。質問とその返答により授業が進行していくというのも、学生の理解度を図りつつ常に考えさせ、学生が受動的にならないようにするという点で、意義があると感じた。		
その他	講義の進め方が上手く、面白い内容で、興味を惹かせるものであったことから、最後まで飽きることなく参観することができた。		

各教員は、この授業参観と他の教員による自己の授業参観報告書を通して授業改善に役立っている。

6. ビデオ映像を利用した授業の自己点検

教員相互の授業参観は、他の教員の授業運営に学ぶ機会として極めて有益である。これをさらに有効なものとするため、比較対照すべき当該教員本人の授業を学期ごとに1回ずつビデオ収録し、前記配信サーバで随時閲覧できる体制を構築している。各教員は、自分自身の講義をこのビデオ映像で視聴して、改善点や成功している点を自ら点検するためのツールとして活用

している。各教員は自分自身の講義を最低1科目は視聴して報告書を提出しなければならない。その報告書については、FD懇談会での意見交換の素材としている

なお、アップロードされている映像は、教室の背後からの教員のパフォーマンスの映像だけではなく、前方から学生のパフォーマンスを収録し、そのふたつを編集したものである。このことによって、授業全体の緊張感、授業そのものの進行の工夫の効果を把握することができる。

参考：自己の授業ビデオ視聴報告書の例

参観日時及び時限	平成 24 年 11 月 26 日 2 限		
授業担当者	采女 博文		
授業科目名	民法問題演習 B		
対象学年	2 年	受講学生数	5 名
教室	102 号教室		
講義内容の概要	<p>通行地役権と信義則をテーマとする「問題演習」。</p> <p>通行を目的とする地役権が設定されたことを推認させる事実の存否があるか。地役権設定者としての地位がFに承継されたかを事実の存否。未登記通行地役権と信義則違反者。（地役権の設定登記請求。）</p>		
教材・授業の進め方・課題・学生の反応等、気が付いた点	<p>第9回目の授業である。前々回から、分厚い資料の事前配付をやめている。学生と教員がうつむいて机上の資料を見ているという雰囲気はなくせた。授業中には、できるだけ考える習慣を身につけさせたい。</p>		
授業参観を行って参考になったこと。	<p>授業の回、テーマによって、授業スタイルを変化させるつもりである。事前資料配付型（判例の射程距離等を考える授業）と事後配布型（法適用能力重視型。少ない知識で何とか考え抜く。）</p> <p>発問は、事前の準備しているが、学生の応答をもう少し考えて、さらに質のいい問答となるように心がけたい。</p>		
その他	<p>他教員の授業映像との比較でいうと、板書がややすくない。今後、可能な限り、板書の方法を工夫したい。（従来は、レジメ自体に図解があるので、板書の必要を認めなかった。）</p>		

	発声については工夫したい。言いよどみ, ダブリがあるので, 今後改善したい。

7. 連携授業の取り組みや教育の学外研修

当研究科では、教育改善のために教員の外部研修への参加を奨励しており、そのために必要な旅費等については、各教員の個人研究費ではなく、研究科の共通経費から特別に支給している。

定例で実施しているものとしては、教育連携を結んでいる九州大学法科大学院のFD活動への参加がある。各学期2名ずつ、九州大学法科大学院が実施する授業参観に参加し、他の法科大学院の授業の様子を見学して、FD懇談会で報告している。本年度前期は、白鳥教授が「応用民事訴訟法」、中島教授が「応用刑事訴訟法」を、同後期は、中島教授が「刑事訴訟実務」、本木准教授が「リーガル・ライティング」をそれぞれ参観した。

また、法科大学院協会が主催する司法研修所の授業参観等にも教員を派遣している。本年度は、8月23日に民事分野について本木准教授が、9月11日に刑事分野につき中島教授が、司法研修所における授業参観および意見交換会に参加した。刑事分野については特に、中島教授が意見交換における話題提供者を務めている。

その他、当研究科は、PSIM コンソーシアム（法実務技能教育教材開発コンソーシアム）の参加校である。同コンソーシアムが主催する研修に教員を派遣し、平成19年から現在に至るまで米田教授が運営委員を務めるなどしてその企画運営にも参加している。

8. 法科大学院における教育指針・到達目標の検討

当研究科においては、その養成する法曹像について、法科大学院認証評価の実施機関である日弁連法務研究財団が提案する「2つのマインド・7つのスキル」を参考にしながら、それを身につけるための教育のあり方を模索してきたところである。本年度においては、このマインドとスキルの内容に当研究科の設置の理念を反映させると同時に、その内容を教員のみならず学生に周知して共有するために、当研究科としての「法曹に必要なマインドとスキル」を明文化することを目指し、その内容について、FD委員会が作成する原案をFD懇談会において全教員で議論した。

また、このマインドとスキルに基づき、当研究科における各科目の授業内容や成績評価・修了判定の指針を示すものとして、「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」を定めることとし、その内容についても、FD委員会が原案を作成し、FD懇談会において全教員で議論してきた。

他方、当研究科では、「共通的な到達目標モデル」の第一次案が公表されて以来、これを授業の中でそれぞれの教員の見識において活用しつつ、その内容の妥当性および本学における位置づけについて、教員間の議論を重ねてきた。この議論の蓄積をもとに、「鹿児島大学法科大学

院において最低限修得すべき内容」を定めるにあたって、法律基本科目および実務基礎科目については、「共通的な到達目標モデル・第2次案修正案」を当研究科で最低限修得すべき内容の一部として位置づけることで合意した。

F D懇談会の議論を反映させつつ、F D委員が作成した最終原案にもとづいて、11月14日教授会において、「法曹に必要とされるマインドとスキルー鹿児島大学法科大学院が養成する法曹」および「鹿児島大学法科大学院において最低限修得すべき内容」が定められた。

9. 成績評価方法の統一の記載

当研究科の開講科目における成績評価にあたり、①平常点と期末試験の比率をどのように配分して評価を行うべきか、②平常点の評価はどのような方法によって行うべきかについては、各科目の性質や法科大学院の教育目標に鑑みることにより、また、F D懇談会等での意見交換を通じて、教員間でおおむね共通の認識が形成されてきた。本年度は、この共通認識を明文化して、成績評価の基本的なあり方を共通化することを目指し、前期のF D懇談会で議論を重ねた。そこでの結果を踏まえ、9月12日開催の教授会において、「成績評価方法の記載について」の承認を得た。

その内容は、すべての法律基本科目と、展開先端科目のうち司法試験の選択科目とされている理論系科目について、成績評価の方法を、「期末試験」「小テスト」「即日起案」「レポート」「授業中の報告および発言内容」としたうえでそれぞれを定義するとともに、講義科目か問題演習・総合問題演習科目かの区別に応じて、平常点と期末試験との評価割合を一定の幅でルール化するものである。同時に、授業への欠席をどのように評価すべきかについても、共通の指針を提示した。

この指針の承認に基づき後期開講科目の詳細シラバスから、上記の指針に従った運用を開始した。

10. 外部の実務家による評価

当研究科における教育活動およびその成果をより客観的に評価し、また、法曹養成に適したものであるかを検証するために、本年度から新たに2つの取組みを導入した。

まず、①課外における学生の学修支援を依頼している鹿児島県弁護士会所属の若手弁護士に対するアンケートを実施し、日頃の学生の状況を通じて感じる本学の教育の問題点などを調査した。その結果は、3月13日開催のF D懇談会において教員に開示し、平成25年度以降の教育活動に反映させるための方法が議論された。

次に、②独自の第三者評価制度として、鹿児島県弁護士会所属の弁護士による授業評価を実施した。本年度は、法学未修者を対象とする1年次の講義科目3つを対象として選定し、3名の弁護士が、シラバス、教材、期末試験、成績評価総括報告の内容を検証し、実務家および法科大学院修了者としての目線から、その内容の妥当性を審査する。本年度後期開講科目の成績評価等を評価対象として、平成25年3月に審査を実施、その結果は、平成25年5月教授会に書面として提出される予定である。

11. 終わりに

当研究科のF D活動は、F D委員会を中心として整備された組織体制によって、すべての教員が参加するF D懇談会を中心に充実した活動が行われている。F D活動の内容は、授業評価

アンケート等を通じて学生の視点を継続的に取り入れ、教員の相互授業参観を継続的に行うことを通じ、授業内容・方法の改善を実現するために有効なものとなっている。特に、授業評価アンケートは、学期を通じて中間・最終の計2回行われ、学生の評価に対応して進行中の授業を改善する契機が与えられている。また、アンケート結果は、当該教員のみならず、すべての教員・学生に公開・共有され、FD委員会およびFD懇談会における組織的な分析・検討が行われている。さらに、アンケートの結果について、すべての教員から「所感と対応」が示され、アンケートが学生側からの一方通行ではなく、授業のあり方をめぐる双方向のコミュニケーションが成立している。これを踏まえてPDACサイクルが確立され、授業改善の具体的な成果を挙げる事ができたと考えている。また、九州大学法科大学院における授業参観を始めとして、外部機関における研修を積極的に推進している点も特筆しておきたい。

これらの活動に加えて、本年度は、①ビデオ視聴による授業の自己点検、②シラバスにおける成績評価方法の記載を統一するための検討、③「法曹に必要なマインドとスキル」「法科大学院で最低限修得すべき内容（共通的な到達目標モデルを含む）」の策定に向けた検討、④外部の弁護士による授業評価を新たに実施した。これらの新たな取り組みによって、法曹養成機関に相応しい教育内容の向上に努めることができた。

（資料1）鹿兒島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則（平成20年司研規則第7号平成20年12月10日）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿兒島大学大学院司法政策研究科組織運営規則（平成20年司研規則第2号）第7条第2号に規定する教育活動点検評価委員会（以下「FD委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（任務）

第2条 FD委員会は、次に掲げる事項について審議し実施する。

- (1) 司法政策研究科において実施するファカルティ・ディベロップメントに関する事。
- (2) 国立大学法人鹿兒島大学ファカルティ・ディベロップメント委員会から付託された事項に関する事。
- (3) 司法政策研究科委員会から付託された事項に関する事。
- (4) その他委員会が必要と認めた事項に関する事。

（組織）

第3条 FD委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副研究科長
 - (2) 教務委員会から選出された委員1名
 - (3) 実務家教員から選出された委員1名
 - (4) 公法系、民事系及び刑事系教員から選出された委員各1名
 - (5) その他研究科長が必要と認めた者
- 2前項第2号から第4号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、あらかじめ研究科長が指名する副研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長

が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、過半数の出席により成立し、議事は出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

(事務)

第6条 委員会の事務は、法文学部大学院係において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規則は、平成20年12月10日から施行する。

[制定理由]大学院司法政策研究科における教育活動点検評価をより充実するため、組織及び運営に関し明確化するための規則の制定である。

(資料2)

教育活動点検評価の実施に関する申合せ

平成20年12月10日

教授会決定

この申合せは、鹿児島大学大学院司法政策研究科教育活動点検評価委員会規則(平成20年司研規則第7号)第7条の規定に基づき、教育活動点検評価委員会の活動に関し、必要な事項を定める。

第1 教育活動点検評価委員会は、次の事項を実施する。

(1)教育活動点検(以下、「FD」という。)活動の年間計画に関する事項

- ①授業アンケート及び「教員調査(授業アンケートへの対応)」を実施し、その結果をFD懇談会で検討すること。
- ②授業参観を企画・実施し、当該授業参観報告書の点検し教授会に報告すること。
- ③授業参観や収録映像等に基づく授業研究を企画・実施すること。

(2)成績評価に関する事項

- ① 成績評価の総括の集約及び点検作業
- ② 成績評価の客観性・厳格性に関する検討
- ③ 及び②の結果の教授会への報告
- ④ 成績評価に対する学生からの異議申立てに関する諸手続き
- ⑤その他、成績評価に関する諸問題への検討と対応

(3)教員の研修に関する事項

- ①理論と実務との架け橋を意識した授業を充実させるための教員の研修計画の作成及び実施に関すること。
- ②新たに授業担当教員になる者について、本学の養成しようとする法曹像をはじめとする教育理念のほか、成績評価や、授業内容や方法の研究・改善など、FDに関する研修を実施すること。

(4)鹿児島大学の認証評価、法人評価及び司法政策研究科の認証評価に関する事項

(5)その他、教育活動点検評価委員会が必要と認めた事項に関すること。

第2 FD活動は、その参加者が、専任教員のみならず、非常勤教員を含む授業担当教員全員

であることを前提として実施する。

第3 教育活動点検評価委員会は、前項に規定する事項を実施するために、月に1度の定例会を開催する。

鹿児島大学大学院司法政策研究科(法科大学院)

教育活動報告書(平成24年度版)

2013(平成25)年3月31日 電子版発行